

## 臨時議会

**10月31日開催の第363回市議会臨時議会において、次の3議案が提案され、第82号議案・宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更については全会一致で可決されました。**

**第83号議案及び第84号議案**

について、反対討論があり、表決の結果賛成多數で、原案のとおり可決されました。

◎第83号議案 財産の譲与について（旧かんぽの宿）

〔質疑〕白石には社会福祉法

人が4つあるが、なぜ新設法人を選んだのか、また、その他の法人には声をかけなかつたのか伺いたい。

〔答弁〕日本郵政公社と折衝を行うちで、この施設を市が取得しなければ競売にかかることが提示されたため、これを取得した上で、市民に喜ばれる施設の利活用を検討し、また、扱い手について市内の各社会福祉法人等に打診し

たが、意欲的だったのが新設社会福祉法人だった。

〔質疑〕旧かんぽの宿の施設を新社会福祉法人が運営して、廃止するという事態が生じた

のか伺いたい。

〔答弁〕土地の使用貸借契約について市に返還をするという内容の契約を盛り込んでいる。場合は、建物を撤去して更地にして、施設の使用を廃止する場合に、施設の使用を停止する場所の契約を盛り込んでいる。

〔質疑〕老人福祉センターの機能が、福祉の郷構想に盛り込まれているが、現存する老人福祉センターの対応はどのようになるのか伺いたい

〔答弁〕現在の老人福祉セン

ターは老朽化して狭隘化して

おり、駐車場も狭いといっ

たで、これらの機能を新設社

会福祉法人の運営する施設に移管しようとするものである。

また、現在の老人福祉セン

ターの今後については、府内

で検討しているところである。

な問題も含めて、新設法人と市のかかわり方について伺いたい。

〔質疑〕白石市内の社会福祉法人は、新たに設立される法人で5団体目になるが、えんじゅを経営している伯和会、八宮荘を運営している不忘会のような社会福祉法人と新設社会福祉法人とは資格的には同様である。

しかし、伯和会、不忘会と違うのは、両法人が特別養護老人ホームを事業の主目的としているところであり、新設社会福祉法人では福祉の郷構想のさまざまな事業計画を委託していく事業が相当数ある。

事業種目に、市からの事業委託が盛り込まれているところが、既存の法人とは違うところである。

新設法人に対する、土地の譲与ではなくても、建物、施設を譲与すれば、社会福祉法人としての事業経営はできるという判断のもとに、建物だけ譲与しようとするものである。

〔質疑〕老人福祉センター部の整備はどのような内容なのか伺いたい。

〔答弁〕床の張り替え、畳の入れ替え及び浴室の改装を中心に整備しようとするものである。これらについては、日帰り入浴のための浴場の整備や、生きがいデイサービスを実施するための改修、あるいは世代間・地域間交流を図るための改修をしようとするものである。

る点であると考えている。

〔質疑〕なぜ新設法人に建物を無償譲渡しようと判断したのか伺いたい。

〔答弁〕国の通知により、基本的に無料または事業に直接必要な経費以下の額にすることとされており、施設の管理運営、改修にかかる経費が必要となることから、これらをかんがみ、入り込み数の予測をもとに低廉な料金に設定したい。

〔質疑〕老人福祉センター部の整備はどのような内容なのか伺いたい。

〔答弁〕運営費の面でも、白石市社会福祉協議会では人件費の100%が助成金という形で賄われているが、新設法人については法人があくまでも責任を持つて運営するものであり、社会福祉協議会と大きく異なる

にその利益が還元されるだろうという考え方のもとに、このような方式をとったものである。

〔質疑〕老人福祉センター部の利用料金は現行どおりか伺いたい。

〔答弁〕別養護老人ホームえんじゅについては、土地が市の所有となつておらず、無償貸し付けをして、そこに新たに建物を法人が建設した。

このときも国、県の補助金を受け、市の補助金は、1億3百万円を支出しており今回は、市民の財産として市の税金をもつて土地、建物を購入した。

新設法人に対しては、土地まで譲与しなくとも、建物、施設を譲与すれば、社会福祉法人としての事業経営はできるという判断のもとに、建物だけ譲与しようとするものである。

〔質疑〕老人福祉センター部の整備はどのような内容なのか伺いたい。

〔答弁〕運営費の面でも、白石市社会福祉協議会では人件費の100%が助成金という形で賄われているが、新設法人については法人があくまでも責任を持つて運営するものであり、社会福祉協議会と大きく異なる